



発行 新潟県

第29号

平成24年4月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 553 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 554 介護保険法による指定情報公表センターの廃止許可（国保・福祉指導課）
- 555 救急病院等からの申出事項変更届（医務薬事課）
- 556 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 557 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 558 保安林の指定（治山課）
- 559 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 560 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 561 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 562 基本測量の終了通知（監理課）
- 563 公共測量の終了（監理課）
- 564 公共測量の終了（監理課）
- 565 公共測量の終了（監理課）
- 566 公共測量の終了（監理課）
- 567 公共測量の終了（監理課）
- 568 公共測量の終了（監理課）
- 569 公共測量の終了（監理課）
- 570 公共測量の終了（監理課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（税務課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 保安林指定予定通知のあて先人不明（治山課）

選挙管理委員会告示

- 14 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）
- 15 農業委員会委員選挙に係る個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）

公安委員会告示

- 19 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 20 機械警備業務管理者講習の実施（生活安全企画課）
- 21 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 22 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 23 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 24 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 25 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）
- 26 検定合格者審査の実施（生活安全企画課）

告 示

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
医療法人社団 青柳医院	加茂市千刈2丁目 8番13号	介護老人保健施設 さくら苑	加茂市千刈2丁目 8番13号	訪問リハビリ テーション	H24.2.1
医療法人社団 青柳医院	加茂市千刈2丁目 8番13号	介護老人保健施設 さくら苑	加茂市千刈2丁目 8番13号	居宅介護支援	H24.2.1
医療法人社団 青柳医院	加茂市千刈2丁目 8番13号	介護老人保健施設 さくら苑	加茂市千刈2丁目 8番13号	介護予防訪問 リハビリテー ション	H24.2.1
医療法人社団 青柳医院	加茂市千刈2丁目 8番13号	介護老人保健施設 さくら苑	加茂市千刈2丁目 8番13号	介護予防通所 リハビリテー ション	H24.2.1
株式会社ほっとし ばたケアセンター	新発田市豊町 3丁目5番11号	ほっとしばたケア センター	新発田市豊町 3丁目5番18号	小規模多機能 型居宅介護	H24.2.29
株式会社ほっとし ばたケアセンター	新発田市豊町 3丁目5番11号	ほっとしばたケア センター	新発田市豊町 3丁目5番18号	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	H24.2.29
株式会社本町調 剤薬局	新潟市中央区本 町通7番町1097番 地	株式会社本町調 剤薬局しばた店	新発田市諏訪町 1-3-25-1	居宅療養管理 指導	H24.3.13
株式会社本町調 剤薬局	新潟市中央区本 町通7番町1097番 地	株式会社本町調 剤薬局しばた店	新発田市諏訪町 1-3-25-1	介護予防居宅 療養管理指導	H24.3.13
医療法人社団 ひらはら内科クリ ニック	上越市名立区名 立大町196番地	訪問看護ステーシ ョンきずな	上越市下門前 182-2	訪問看護	H24.3.1
医療法人社団 ひらはら内科クリ ニック	上越市名立区名 立大町196番地	訪問看護ステーシ ョンきずな	上越市下門前 182-2	介護予防訪問 看護	H24.3.1
医療法人越南会	南魚沼市五日町 2375番地	ケアセンター藪神	南魚沼市一村尾 1837番地	小規模多機能 型居宅介護	H24.3.9
株式会社結生	南魚沼市姥島新 田625番地	居宅介護支援事 業所まこトレ	南魚沼市姥島新 田625番地	居宅介護支援	H24.3.1

◎新潟県告示第554号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の42第3項において準用する同法第115条の41の規定に基づき、指定情報公表センターの情報公表事務の廃止を許可した。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定情報公表センターの名称

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

- 2 指定情報公表センターの住所
新潟県新潟市中央区上所2丁目2番2号
- 3 情報公表事務を廃止する事務所の所在地
新潟県新潟市中央区上所2丁目2番2号
- 4 廃止年月日
平成24年3月31日

◎新潟県告示第555号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する次の救急病院から、申出事項を変更する旨の届出があった。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	変更事項		変更年月日
柏崎総合医療センター	新	柏崎総合医療センター	平成24年4月1日
	旧	刈羽郡総合病院	

◎新潟県告示第556号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿賀野市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査期日	検査場所	検査区域
5月21日（月）	午前10時から正午まで	阿賀野市全域
5月22日（火）	午後1時から3時30分まで	
5月23日（水）		
5月24日（木）		
5月25日（金）	阿賀野市笹神支所	
5月26日から平成25年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、1月2日、1月3日を除く	午前9時30分から正午まで	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所 新潟県計量検定所 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第557号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成24年 4月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
竹鼻工業団地	上越市柿崎区竹鼻字知原の一部 同市柿崎区竹鼻字供養塚の一部 同市柿崎区竹鼻字中山耕地の一部 同市柿崎区竹鼻字大新田の一部	平成24年 4月 3日
木崎山工業団地	上越市柿崎区川井字南下代官前の一部 同市柿崎区川井字報徳園の一部 同市柿崎区直海浜字出羽の一部 同市柿崎区直海浜字鳶山の一部	平成24年 4月 3日
馬正面工業団地	上越市柿崎区馬正面字中砂原の一部 同市柿崎区直海浜字父ヶ沢の一部	平成24年 4月 3日

◎新潟県告示第558号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年 4月13日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 保安林の所在場所
新潟県魚沼市高倉字日カゲ 3529 の 1
- 2 指定の目的
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16号の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年 4月13日

新潟県三条地域振興局長

- 1 就任

理事	三条市中島乙 90 番地	高橋 剛 (理事長)
〃	〃 尾崎 3641 番地	岩坂 省三
〃	〃 今井 177 番地	長野 功
〃	〃 福島新田乙 49 番地	上木 次郎
〃	〃 大面 484 番地	石崎 由起夫
〃	〃 帯織 1197 番地	倉重 幸市

// 見附市下鳥町甲 35 番地 櫻井 政志
 // // 反田町 2130 番地 圓田 善一
 // // 葛巻町 139 番地 坂井 静明
 // // 下関町丙 1885 番地 石田 新一郎
 // // 坂井町乙 129 番地乙 長橋 悦雄
 // 三条市西中 1600 番地 1 丸山 敏正
 // // 東鱈田 1076 番地 村上 行夫
 // 長岡市野口甲 18 番地 石田 才治郎
 // // 大口 1113 番地 鈴木 正
 監事 三条市善久寺 4150 番地 佐々木 勝位
 // 見附市新潟町 1154 番地 加藤 久夫
 // 三条市吉田 816 番地 村上 修

就任年月日 平成24年 4 月 1 日

2 退任

理事 見附市片桐町279番地 名古屋 保男
 (理事長)
 // 三条市中島乙90番地 高橋 剛
 // // 新堀1225番地 諸橋 保
 // // 大面484番地 石崎 由起夫
 // // 帯織1197番地 倉重 幸市
 // // 鬼木新田291番地乙 酒井 正男
 // // 貝喰新田1103番地 安達 宰
 // 見附市葛巻町139番地 坂井 静明
 // // 反田町2130番地 圓田 善一
 // // 本所 1 丁目 5 番12号 三本 吉範
 // // 下関町丙1885番地 石田 新一郎
 // 三条市西本成寺 1 丁目18番17号 佐藤 一夫
 // // 月岡 4 丁目32番69号 内山 繁一
 // 長岡市野口甲18番地 石田 才治郎
 // // 大口1113番地 鈴木 正
 監事 三条市蔵内1177番地 1 平岡 壽弑
 // 見附市坂井町3779番地 武田 哲之
 // 三条市東鱈田1076番地 村上 行夫

退任年月日 平成24年 3 月31日

◎新潟県告示第560号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を平成24年4月3日認可した。

平成24年 4 月13日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第561号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成24年 4 月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
十日町市	十日町市の地籍図及び地籍簿

	北鐙坂、南鐙坂の各一部
--	-------------

- 2 認証年月日
平成24年 4月 4日

◎新潟県告示第562号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年 4月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成)
- 2 作業期間 平成23年 4月 1日から平成24年 3月30日まで
- 3 作業地域 上越市、糸魚川市、妙高市

◎新潟県告示第563号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年 4月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業清津里山地区確定測量)
- 2 作業期間 平成23年 8月17日から平成24年 3月 7日まで
- 3 作業地域 十日町市大字小出他 地内

◎新潟県告示第564号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年 4月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業津南地区(岡1換地区、岡2換地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成23年10月18日から平成24年 1月20日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町 地内

◎新潟県告示第565号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年 4月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型)中江北部第1地区確定測量)「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年 1月11日から平成24年 3月 7日まで
- 3 作業地域 上越市 大字中真砂、飯塚、北新保、上真砂、北田中、米岡 地内

◎新潟県告示第566号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年 4月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型)三和西部地区確定測量)「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年 1月11日から平成24年 3月 7日まで
- 3 作業地域 上越市 大字駒林、及び同市 三和区 田、下中、井ノ口、柳稻原、岡木、上広田、錦、浮島、島倉、大、三村新田、米子、野 地内

◎新潟県告示第567号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）三和中部第1地区確定測量）「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年1月11日から平成24年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市 三和区 錦、島倉、井ノ口、下田島 地内

◎新潟県告示第568号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）末野地区確定測量）「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年1月11日から平成24年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市 大字青野、同市 三和区 末野、末野新田 地内

◎新潟県告示第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業新道地区確定測量）「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年1月11日から平成24年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市 大字富岡、中田新田、大日 地内

◎新潟県告示第570号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり公共測量を終了する。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業棚広地区確定測量）「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年1月11日から平成24年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市 牧区 棚広、棚広新田 地内

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
新潟県税務総合オンラインシステム用サーバ機器等の借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部税務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
平成24年4月2日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 落札価格
402,144,120円
- 6 契約方式
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成24年2月14日
- 8 落札方式
最低価格

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年4月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年3月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘
- 3 代表者の氏名
斎藤 隆一
- 4 主たる事務所の所在地
胎内市新和町2番4号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、中条町、黒川村を中心とした地域「奥山の荘」に生きる人が、「ふるさと」として愛し、誇れる地域にするために、まちづくりに関する事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (4) 環境の保全を図る活動
 - (5) 国際協力の活動
 - (6) 子どもの健全育成を図る活動
 - (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(目的) 第3条 この法人は、胎内市を中心とした地域「奥山の荘」に生きる人が、「ふるさと」として愛し、誇れる地域にするために、まちづくりに関する事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 (略)</p>	<p>(目的) 第3条 この法人は、中条町、黒川村を中心とした地域「奥山の荘」に生きる人が、「ふるさと」として愛し、誇れる地域にするために、まちづくりに関する事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 (略)</p>

(1) 高齢者・障がい者（児）福祉に関する事業 (2)～(8) (略)	(1)～(7) (略)
--	-------------

保安林指定予定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市役所に掲示する。

平成24年 4 月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 所在の不明な者の氏名及び掲示場所
石川仁吉、下杉稻之進、吉田吉右衛門 糸魚川市役所
- 2 通知の内容
 - (1) 農林水産大臣から、平成24年 3 月 7 日付け23林整治第2017号で保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、森林法第30条の規定により通知する。
 - (2) 保安林予定森林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、平成24年 3 月27日付け県告示第348号による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成24年 4 月13日

新潟県選挙管理委員会
委員長 嵐 嘉 明

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
三条市栄体育館	三条市新堀 2113 番地	アリーナ	1,466.00	平成 24 年 4 月 1 日
		多目的室 2	214.00	

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第 161条第 1 項第 3 号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成24年 4 月13日

新潟県選挙管理委員会
委員長 嵐 嘉 明

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
三条市栄体育館	三条市新堀2113番地	アリーナ	1,466.00	平成24年 4 月 1 日

	多目的室 2	214.00	
--	--------	--------	--

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成24年 4月13日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「2号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成24年 5月18日（金）から平成24年 5月25日（金）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービルI

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧1級検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成24年 4月24日（火）から平成24年 4月25日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成24年5月8日（火）から平成24年5月9日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110（代表）

◎新潟県公安委員会告示第20号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

1 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成24年6月25日（月）から平成24年6月28日（木）までの4日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

2 受講定員

13人

3 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成24年5月29日(火)から平成24年5月30日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、機械警備業務管理者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通及び履歴書1通を添えて提出すること。

イ 提出期間

平成24年6月12日(火)から平成24年6月13日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

4 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

5 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110(代表)

◎新潟県公安委員会告示第21号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習(以下「1号警備業務」という。)

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成24年7月2日(月)から平成24年7月11日(水)までの8日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービルI

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

- (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成24年6月5日(火)から平成24年6月6日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4 (5)に該当する者

旧 2 級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成24年 6月19日(火) から平成24年 6月20日(水) までの午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第22号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

平成24年 4月13日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習(以下「1号警備業務」という。)

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成24年 9月 4日(火) から平成24年 9月 7日(金) までの4日間の午前 9時から午後 5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地 2

技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号)第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近 5 年間に 1 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第 4 条に規定する 1 級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。)に係る法第23条第 4 項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成24年8月7日（火）から平成24年8月8日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成24年8月21日（火）から平成24年8月22日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

23,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第23号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習(以下「2号警備業務」という。)

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成24年10月2日(火)から平成24年10月4日(木)までの3日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成24年9月5日(水)から平成24年9月6日(木)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成24年9月19日（水）から平成24年9月20日（木）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110（代表）

◎新潟県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 迪 義

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成24年11月12日(月)から平成24年11月21日(水)までの8日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成24年10月16日(火)から平成24年10月17日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4 (4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4 (5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成24年10月30日(火)から平成24年10月31日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。
なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110(代表)

◎新潟県公安委員会告示第25号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 廸 義

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習(以下「2号警備業務」という。)

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成24年12月3日(月)から平成24年12月10日(月)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービルI

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第

5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成24年11月1日(木)から平成24年11月2日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成24年11月13日(火)から平成24年11月14日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110 (代表)

◎新潟県公安委員会告示第26号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者に対する審査を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

1 審査の対象者

審査の対象者は、新潟県内に住所地を有する者、所属する警備業の営業所が新潟県内にある警備員又は新潟県公安委員会から警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 旧規則第1条に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した警備員であって、平成17年11月21日において、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日において、現に当該旧検定に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

2 審査の種別及び級

次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に対応する同表の右欄に掲げる警備業務の種別及び級について審査を実施する。

旧検定に係る警備業務の種別及び級	審査に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備1級	空港保安警備業務1級又は2級
空港保安警備2級	空港保安警備業務2級
常駐警備1級	施設警備業務1級又は2級
常駐警備2級	施設警備業務2級
交通誘導警備1級	交通誘導警備業務1級又は2級
交通誘導警備2級	交通誘導警備業務2級
核燃料物質等運搬警備1級	核燃料物質等危険物運搬警備業務1級又は2級
核燃料物質等運搬警備2級	核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
貴重品運搬警備1級	貴重品運搬警備業務1級又は2級
貴重品運搬警備2級	貴重品運搬警備業務2級

3 審査の方法

書面審査とする。

4 申請手続

(1) 受付期間

平成24年6月1日(金)から当分の間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 申請先

原則として、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる警察署とする。

申請者の区分	申請先
新潟県内に住所地を有する者	住所地を管轄する警察署
所属する警備業の営業所が新潟県内にある警備員 (新潟県内に住所地を有する者を除く。)	営業所の所在地を管轄する警察署

上記以外の者	新潟県内いずれかの警察署
--------	--------------

(4) 提出書類

申請者は、審査申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

ア 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 旧合格証の写し1通

ウ 1の(1)又は(2)に該当することを疎明する書面

(7) 1の(1)に該当する者は、当該旧検定に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）

(4) 1の(2)に該当する者は、当該旧検定に係る指定講習に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「指定講習講師従事証明書」という。）

ただし、所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書又は指定講習講師従事証明書を提出することができないことについて、やむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、1の(1)又は(2)のいずれかに該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書又は指定講習講師従事証明書に代えて提出すること。

エ 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、次に掲げるもののいずれかの書面

(7) 新潟県内に住所地を有する者は、当該住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）

(4) 所属する警備業の営業所が新潟県内にある警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 提出方法

原則として、申請者本人が、(3)の申請先に持参するものとする。ただし、申請者が警備員である場合で、かつ、やむを得ない事情があるときは、申請者の所属する営業所の従業員が持参することを認める。

(6) 結果の通知

審査の結果は、申請先の警察署を通じて通知する。

5 手数料

手数料は、徴収しない。

6 審査に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係
電話番号 025-285-0110（代表）